

第Ⅳ編 各論

各論の構成と内容について

1 各論は、それぞれ施策ごとに「Ⅰ基本的な考え方」、「Ⅱまちづくり指標」、「Ⅲ施策・主な事業の体系」、「Ⅳ主要事業の内容とスケジュール」、「Ⅴ新規・拡充事業の内容」で構成しています。

2 「Ⅱまちづくり指標」は、施策の目標を明確にするという観点から設定した指標で、①多様な推進主体の協働による「協働指標」と、②主に行政による「行政指標」で構成しています。ただし、指標の設定が困難な場合は、いずれかの指標のみとなっています。

その設定にあたっては、可能な限り①当該施策全体のシンボルとなること、②当該施策において有り得べき指標であること、③統計調査等により把握できること、④他市区との比較が可能なこと等を基準としています。ただし、現時点で当該データが存在しない場合は空欄とし、数値の設定が困難な場合は「向上」等の表現としました。

また、「前期実績値」は、平成15年を、「中期実績値」は平成18年を基本としています。同様に実績数値がない場合は、直近のデータとしています。

3 「Ⅲ施策・主な事業の体系」において、**主要**は主要事業を、**新拡**は新規・拡充事業を示しています。

4 「Ⅳ主要事業の内容とスケジュール」について

(1) 事業説明の末尾にある()内は、事業の推進主体を下記により示したものです。

(新規・拡充事業についても同様です。)

- ①**市民**：三鷹市在住者、在勤者、在学者
- ②**関係機関**：警察署、消防署、保健所等の行政機関
- ③**関係団体**：住民協議会及び市が出資した法人、三鷹市社会福祉協議会、JA東京むさし、三鷹商工会、

その他の団体

- ④**民間**：民間企業、自営業者等の事業者
 - ⑤**NPO等**：NPO法人、ボランティア・グループその他の市民活動を行っている団体
 - ⑥**学識者**：学識経験者、研究者、専門家等
 - ⑦**都市機構等**：独立行政法人都市再生機構など公的団体
- (2) 「事業費」は、現時点での試算であり、「計画期間内の事業費が1億円以上の建設事業」について、計画期間内における事業費を記載しています。
- (3) 基本計画(第2次改定)における計画期間は、19～22年を後期とし、19年は調整期間としていますが、本欄では、便宜上、後期を19～22年としました。

※「人材」について
三鷹市では、通常使われる「人材」ではなく、「財産」「宝」を意味する、「人材」という言葉を使っています。

第3次三鷹市基本計画

第1部

世界に開かれた 平和・人権のまちをつくる

第1 国際化の推進

- 1 外国籍市民等相談事業の充実
- 2 地球市民意識の醸成
- 3 国際交流活動の推進
- 4 国際的なネットワークの形成
- 5 外国籍市民等にも暮らしやすいまちづくりの推進
- 6 国際化に対応する市政の展開

第2 平和・人権施策の推進

- 1 平和意識の醸成
- 2 人権意識の啓発
- 3 平和事業の推進
- 4 平和交流の推進

第3 男女平等社会の実現

- 1 条例・計画の推進
- 2 相談体制の充実
- 3 人権を尊重する男女平等意識の醸成
- 4 あらゆる分野における男女平等参画の推進
- 5 就労場における男女平等の実現
- 6 生涯を通じた女性の健康づくりの支援
- 7 男女平等参画を支える社会づくり
- 8 推進体制の整備

第2部

魅力と個性にあふれた 情報・活力のまちをつくる

第1 情報環境の整備

- 1 地域情報化の計画的な推進
- 2 ICTを活用した安全・安心な生活環境の実現
- 3 ICTを活用した地域社会の活性化の促進
- 4 ICTを活用した魅力ある教育・生涯学習の推進
- 5 情報提供の充実と行政手続の利便性の向上
- 6 コビキタス・コミュニティを支える基盤の整備
- 7 推進体制の整備

第2 都市型農業の育成

- 1 都市型農業の計画的な育成
- 2 農地の保全と利用の推進
- 3 魅力ある都市型農業の育成
- 4 地域との交流促進
- 5 推進体制の整備

第3 都市型産業の育成

- 1 都市型産業の計画的な育成
- 2 調和ある生産環境の整備
- 3 都市型産業への転換
- 4 情報関連産業の育成・誘致
- 5 人材の育成
- 6 地域・企業間の交流の促進
- 7 推進体制の充実

第4 商業環境の整備

- 1 商業環境整備の計画的な推進
- 2 商業の活性化の推進と支援
- 3 魅力ある商業空間の創出と協働の推進
- 4 経営基盤の強化と人材の育成
- 5 地区特性に応じた計画的な商業集積の形成
- 6 推進体制の整備

第5 消費生活の向上

- 1 相談体制・情報提供の充実
- 2 消費者支援事業の充実
- 3 消費者被害防止の推進
- 4 就労支援の充実
- 5 労働環境の改善と勤労者の生活の支援
- 6 推進体制の整備

第6 再開発の推進

- 1 計画の見直しと推進
- 2 三鷹駅前地区再開発の推進
- 3 地区整備構想等の検討
- 4 再開発事業の推進

第3部

安全とうるおいのある 快適空間のまちをつくる

第1 安全で快適な道路の整備

- 1 道路の計画的整備の推進
- 2 幹線道路の整備
- 3 生活道路等の整備
- 4 バリアフリーの道路づくり
- 5 道路環境の向上
- 6 維持・管理の充実強化
- 7 推進体制の整備

第2 緑と水の快適空間の創造

- 1 「第2次緑と水の回遊ルート整備計画」の策定
- 2 緑と水のネットワークの構築
- 3 緑と水の保全
- 4 緑と水の再生・創出
- 5 快適な都市景観の創造
- 6 協働による緑化等の推進
- 7 推進体制の確立

第3 住環境の改善

- 1 住環境の改善
 - 1 条例・計画の整備と推進
 - 2 公共住宅の整備と適切な管理・運営
 - 3 良好な住環境への誘導・整備
 - 4 計画的開発に向けた誘導
 - 5 推進体制の整備
- 2 安全安心のまちづくり
 - 1 条例等の整備と推進
 - 2 安全安心の協働の取り組みの推進
 - 3 安全安心の環境整備
 - 4 安全安心の学校施設等の整備
 - 5 推進体制の整備

第4 災害に強いまちづくりの推進

- 1 計画の整備と推進
- 2 災害に強い基盤整備
- 3 防災機能の強化
- 4 防災コミュニティづくり
- 5 推進体制の整備

第5 都市交通環境の整備

- 1 総合交通行政の推進
- 2 大量輸送機関の整備
- 3 交通環境の整備
- 4 交通安全の啓発
- 5 被害者共済事業の充実
- 6 推進体制の整備

第4部

人と自然が共生できる 循環・環境のまちをつくる

第1 環境保全の推進

- 1 環境保全
 - 1 地域環境保全の計画的な推進
 - 2 環境学習・啓発の推進
 - 3 地域新エネルギー・省エネルギービジョンの施策の推進
 - 4 循環型まちづくりの推進
 - 5 環境対策の率先行動の展開
 - 6 推進体制の整備
- 2 公害防止
 - 1 相談・苦情処理体制の充実
 - 2 発生源対策の強化
 - 3 監視機能の強化
 - 4 推進体制の整備

第2 資源循環型ごみ処理の推進

- 1 資源循環型ごみ処理の計画的な推進
- 2 啓発活動の推進
- 3 ごみの発生・排出抑制
- 4 リサイクルの推進
- 5 収集・運搬体制の整備
- 6 中間処理の推進
- 7 最終処分場の負荷軽減
- 8 ごみ処理制度の充実・整備
- 9 推進体制の整備

第3 水循環の促進

- 1 上水道と雨水利用
 - 1 水道施設の整備
 - 2 節水型都市づくりの推進
 - 3 震災対策の推進
 - 4 市民サービスの向上
 - 5 都営水道事業の事務委託解消への対応
- 2 下水道と雨水浸透
 - 1 下水道整備の計画的な推進
 - 2 下水道施設の整備
 - 3 雨水の地下浸透の促進
 - 4 「多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画」との整合化
 - 5 下水処理の適正化

(第2次改定)各論の体系

第5部 希望と安心にみちた健康・福祉のまちをつくる

- 第1 地域福祉の推進**
 - 1 条例・計画の整備
 - 2 相談体制の整備とサービス利用者支援
 - 3 福祉の拠点整備
 - 4 バリアフリーのまちづくりの推進
 - 5 福祉を支える環境づくりの促進
 - 6 保健・医療・福祉との連携
 - 7 福祉基金等の活用・研究
 - 8 サービスの質の確保
 - 9 市民墓地・市民葬祭場の設置検討
 - 10 推進体制の整備
- 第2 高齢者福祉の充実**
 - 1 憲章・計画の整備
 - 2 相談体制の充実と高齢者の視点に立ったサービスシステムの確立
 - 3 高齢者の社会活動の推進
 - 4 高齢社会を支える環境づくりの促進
 - 5 在宅自立生活の支援
 - 6 サービスの質の確保
 - 7 介護保険制度の運営
- 第3 障がい者福祉の充実**
 - 1 計画の策定
 - 2 相談体制の充実と障がい者の視点に立ったサービスシステムの確立
 - 3 社会参加の促進
 - 4 地域における自立生活の支援
 - 5 障がい者福祉施設の充実
 - 6 精神障がい者の福祉施策の充実
 - 7 サービスの質の確保
- 第4 生活支援の充実**
 - 1 生活保護
 - 2 国民年金
 - 3 医療保険
- 第5 健康づくりの推進**
 - 1 計画の策定
 - 2 相談機能の充実
 - 3 保健・医療・福祉の総合的なサービスの実施
 - 4 健康な地域づくりの推進
 - 5 疾病・介護予防の推進
 - 6 母子保健・医療等の推進

第6部 いきいきと子どもが輝く教育・子育て支援のまちをつくる

- 第1 子どもの人権の尊重**
 - 1 条例・計画等の整備
 - 2 相談機能の充実
 - 3 虐待・いじめ・不登校等への対応
 - 4 学習援助と機会の保障
 - 5 子どもの生活環境の整備と安全の確保
 - 6 推進体制の整備
- 第2 子育て支援の充実**
 - 1 計画の整備
 - 2 子育て相談事業の拡充
 - 3 待機児童の解消への取り組み
 - 4 在宅の子育て支援の充実
 - 5 保育サービスの充実
 - 6 児童青少年の活動支援
 - 7 ひとり親家庭の支援
 - 8 母子保健・医療等の推進
 - 9 推進体制の整備
- 第3 魅力ある教育の推進**
 - 1 「三鷹子ども憲章（仮称）」の制定と憲章に基づく子ども施策の推進
 - 2 幼稚園・保育園の適正配置
 - 3 幼児教育の充実
 - 4 教育内容の充実
 - 5 虐待・いじめ・不登校等への対応
 - 6 学習援助と機会の保障
 - 7 義務教育での保護者負担の軽減等
 - 8 三鷹らしい教育の実現
 - 9 高等教育等の充実
- 第4 安全で開かれた学校環境の整備**
 - 1 安全で地域に開かれた学校施設等の整備
 - 2 学校施設の耐震化と学校公園化の推進
 - 3 学校の地域拠点化
 - 4 魅力ある学校環境の整備
 - 5 地域子どもクラブ事業の拡充と学童保育所の充実
 - 6 校外学習施設の充実

第7部 創造性と豊かさをひろげる生涯学習・文化のまちをつくる

- 第1 生涯学習の推進**
 - 1 生涯学習活動
 - 1 「みたか生涯学習プラン2010」の推進
 - 2 相談体制の充実
 - 3 生涯学習の基盤づくり
 - 4 総合的な生涯学習環境の整備
 - 5 学習機会の提供
 - 6 生涯学習情報ネットワークの充実
 - 7 市民参加型生涯学習の推進
 - 8 生涯学習推進体制の整備
 - 2 図書館活動
 - 1 読書・相談サービスの充実
 - 2 図書館施設の整備
 - 3 図書館資料の充実
 - 4 読書活動の推進
 - 5 市民サービスの向上
 - 6 図書館ネットワークの形成
- 第2 市民スポーツ活動の推進**
 - 1 情報提供と相談体制の確立
 - 2 生涯スポーツの振興
 - 3 指導者の育成と人材の活用
 - 4 スポーツ施設の整備と連携の推進
 - 5 推進体制の整備
- 第3 芸術・文化のまちづくりの推進**
 - 1 文化ネットワークの充実
 - 2 文化施設の整備・保全・活用
 - 3 芸術文化活動の振興
 - 4 地域文化財の保護・活用
 - 5 推進体制の整備

第8部 ふれあいと協働で進める市民自治のまちをつくる

- 第1 コミュニティの展開と協働のまちづくりの推進**
 - 1 市民参加の推進やNPO等市民活動支援のあり方の検討
 - 2 コミュニティ活動の展開
 - 3 協働型まちづくりの推進
 - 4 推進体制の整備
- 第2 「21世紀型自治体」の実現と都市自治の確立**
 - 1 計画の整備と推進
 - 2 都市自治の確立
 - 3 自治体経営の確立
 - 4 透明で公正な行政の確立

第Ⅲ編
第3次三鷹市基本計画
(第2次改定) 各論の体系